

評議員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人彩（以下「本法人」という。）の定款第 9 条の規定に基づき、評議員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(報酬)

第 2 条 評議員が、その職務のため、評議員会に出席したときは、報酬として日額 10,000 円を支給する。

(費用弁償)

第 3 条 評議員が、その職務のため、評議員会に出席したときは、別に定める〈旅費規程〉に基づき、旅費を支給することができる。

(報酬等の支給方法)

第 4 条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公 表)

第 5 条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第 6 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。